

鶴田町小中学校教材費助成交付要綱

令和6年9月25日鶴田町教育委員会告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、小中学校等（以下「学校」という。）に係る教材費について保護者の経済的負担を軽減するとともに、もって児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する学校納入金に対し助成金を交付するものとし、その交付に関し、鶴田町補助金等の交付に関する規則（昭和59年鶴田町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 助成の交付対象となる者は、学校に在籍し、学校納入金を納める者の保護者であつて、鶴田町内に住所を有する者（以下「保護者」という。）で、その保護者が町税等の滞納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかによる学用品費の支給を受ける者は、助成の対象から除くものとする。ただし、当該各号による支給額が第4条の助成金の額に満たない場合は、助成の対象とすることができる。

- (1) 鶴田町特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要領の規定による支給
- (2) 鶴田町就学援助費支給要綱（平成26年9月3日教育委員会告示第1号）の規定による支給
- (3) 他の制度等により、学用品費の全額補助又は免除を受けている者

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、学校徴収金及び学年徴収金とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

- (1) 小学校等に在籍する児童の保護者 児童1人につき5,815円
- (2) 中学校等に在籍する生徒の保護者 生徒1人につき11,365円

2 第2条第2項の規定により助成の対象となる場合の助成金は、同項各号により支給を受ける金額と前項各号で規定した額との差額を限度とする。

4 助成金は、口座振込みにより保護者に直接支給するものとする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付申請をしようとするときは、教材費助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請期限は、町長が別に定める日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、教材費助成金交付決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により通知し、助成金を交付する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 助成金交付対象者から第5条第2項の交付申請期限までに申請が行われなかった場合、当該助成金交付対象者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等による郵送不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他助成金交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の返還を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。